

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

### 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月1日(金)午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (17名)

農業委員 (7名)

会長

8番 榊原 照博

1番 野口 敏春

2番 西村 正史

3番 川下 始

5番 福江 晋

6番 市丸 義則

7番 中島 政秀

農地利用最適化推進委員 (10名)

笹本 和彦

池田 信文

江下 久子

田島 一昭

蕪竹 敏治

大岡 利昭

浦田 進

内田 秀敏

山田 英明

田久保 孝一

欠席委員 (農業委員1名)

4番 川崎 豊洋

(推進委員1名)

内田 圭一郎

#### 4. 議事日程

- 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請審議について  
議案第18号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第19号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
(農地中間管理機構との貸借)

#### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 今田 徹  
農地係長 大岡 寿憲  
主 事 増山 心美

#### 6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第6回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員7名、推進委員10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、2番の西村委員と3番の川下委員よろしくお願ひします。</p> <p>さっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第17号8件、議案第18号2件、議案第19号5件となっています。</p> <p>それでは引き続き議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された市丸農業委員及び浦田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
市丸委員	<p>26日に、浦田推進委員と一緒に行って確認してきました。</p>

	<p>〇〇さんと〇〇さんは、遠い親戚関係にあるそうで、ここは、かなり昔に交換をしてあったところが、登記がなされていなくて現在に至ってるということでした。</p> <p>それで今回、〇〇さんと〇〇さんが再三の話し合いをして、所有権移転をするということで提出されたそうです。</p> <p>〇〇さん、〇〇さん立ち合いのもと、現地確認したところ、花と野菜を植えてありました。</p> <p>双方、納得されて、お願いしますということでした。以上です。</p>
浦田推進委員	<p>今、市丸委員の言われた通りで、私から何も言うことはないんですけど、親の時代からのことなので、あまりはっきり分からないということでした。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは議案第17号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第17号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された川下農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
川下委員	<p>25日に、内田推進委員と2人に立ち会ってもらい、現場確認しました。</p>

	<p>〇〇さんは、〇〇保育園の理事長でございます。</p> <p>この方とは3年くらい前に、土地のことで相談等もいたした間柄で、それからお付き合いをさせていただいているわけですが、ものすごく率直な方です。今回、学校法人に贈与したいということでした。</p> <p>あとは、内田推進委員からお願いします。</p>
<p>内田推進委員</p>	<p>報告します。</p> <p>これは、〇〇さんから無料で差し上げますということでした。</p> <p>〇〇さんが購入するときに、〇〇保育園に寄付をするということで購入したそうです。</p> <p>現在、みかんとリンゴが植えてあります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第17号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第17号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして3番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された江下推進委員から調査報告をお願いします。</p>
<p>江下推進委員</p>	<p>26日に、榊原委員と田島推進委員と3人で、〇〇さん、〇〇さんに会いまして、新規で譲るということでした。現況は、畑で、みかんとか野菜とか</p>

	<p>が作ってありました。</p> <p>〇〇さんが、なるべく早くやりたいということで、対価は3万円と決められました。以上です。</p>
<p>榊原委員</p>	<p>続けて私から報告します。</p> <p>今、説明があったとおりです。</p> <p>対価については、その場で確認しまして、3万円ということでした。よろしくお願ひしますということでした。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第17号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第17号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、3番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、4番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された川下農業委員及び田久保推進委員から調査報告をお願いします。</p>
<p>川下委員</p>	<p>26日に、〇〇さん、〇〇さん、田久保推進委員立会いのもと、現場を見てきました。</p> <p>土地に関しましては、すぐ近くに〇〇さんの土地があつて、経営規模拡大で間違いのないと思います。対価についても確認したところ、思い切つて買いましたということでした。</p>

	<p>それで、ここには野菜を栽培しようと思っているということでした。 その土地自体は手入れをしてありました。以上です。</p>
田久保推進委員	<p>〇〇さんからよろしくお願ひしますということで、和やかな雰囲気でした。 以上です。</p>
議長	<p>調査報告が完了しました。 それでは議案第17号4番についてご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。 議案第17号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願ひします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって4番は原案どおり認められました。 続きまして、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が完了しましたので、調査された中島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願ひします。</p>
中島委員	<p>この件は、先月の議案の継続案件になります。 この土地だけが農業振興地域ということで、1筆だけ3条で申請することになり、1カ月ずれたということになります。 農地等につきましては、前回も大岡推進委員と一緒に確認をとっておりましたし、園長先生たちとも話をしておりましたので、今回については電話で確認させていただきました。以上です。</p>
大岡推進	<p>先ほど中島委員が言われた通りです。</p>

委員	園児の芋堀とか、農業体験で利用したいということでした。
議長	調査報告が終わりました。 それでは、議案第17号5番について、ご異議ご意見ございませんか。  (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第17号5番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。  (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、5番は原案どおり認められました。 続きまして6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された中島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願いします。
中島委員	この件につきましては、大岡推進委員とまず農地確認をしまして、28日に〇〇さんと面会をしています。 この土地は、家を買う時に一緒に買おうと考えられていて、今回ようやく〇〇さんから買うことになったそうです。 ただ金額については、高くてびっくりですけど、〇〇さんの言い値で買いましたということでした。以上です。
大岡推進委員	先ほど中島委員さんが言われた通りです。 現地の方は、今までも野菜を作っておられたし、管理はちゃんとされておりました。 金額については、私がいなかったので申し訳なかったんですが、直接はちよつと言えませんでしたので、28日は中島委員にお願いしました。

議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第17号6番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第17号6番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、6番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された中島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願いします。</p>
中島委員	<p>この件については、空き家バンクに登録されている家付きの土地ということで、バーモスホームの担当者と確認をとりましたところ、空き家バンクのマッチングをしている会社ということでした。</p> <p>〇〇さんがご夫婦で住みたいとのことで、ちょうどここがヒットしたということで、紹介をしましたということです。</p> <p>金額等につきましては、事務局に確認ですけど、土地だけの金額でしょうか。</p>
事務局	<p>はい、土地だけの金額です。</p>
中島委員	<p>すいません、詳細までバーモスホームには確認をしておりません。</p> <p>オリーブが魅力ということで、買いたいという話だったそうです。</p> <p>聞くところによりますと、許可も出たら1日でも早く許可書をくださいと</p>



大岡推進委員	<p>いうことを言われました。</p> <p>この件につきましては、県外から太良町に来ていただくというありがたい案件でありますので、早めに許可書を出していただきたいと思います。</p> <p>先ほど、中島委員からありましたように、農地については、一部分若干荒れたようなところもありますが、ほぼ管理をされているような状況でした。</p> <p>それと、オリーブのところは、ちゃんと管理をされておりました。あと、その他につきましては、私がいつも見て通るところですけども、〇〇さんの息子さんたちが来て、草刈り等の管理はされていたところですよ。</p> <p>特に問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第17号7番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
西村委員	<p>今回、県外から太良町内に入って来られるということで、〇〇さんの今後の具体的な農地利用とかはどのような話があったんでしょうか。</p>
中島委員	<p>今回、オリーブに魅力を感じたということでしたので、それをしていきたいということが一番あるみたいです。ただ、他の場所まで増やされるかということについては、そこまでは確認を取っておりません。</p> <p>ただ、先ほど言いました通り、町外からせっかく来ていただくので、JAとしての話をさせていただきますけれども、指導等は、ちゃんとしていきたいなと考えております。以上です。</p>
議長	<p>他にないですか</p> <p>(なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第17号7番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、7番は原案通り認められました。</p>

事務局	<p>続きまして8番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
野口委員	<p>現地調査を11月26日にしたところです。そのときに〇〇さんと〇〇さんも一緒に立ち会ってもらっています。</p> <p>譲渡人については、共有名義で他2名ということですが、〇〇さんに確認したところ、他の2名は自分に一任しているということでした。</p> <p>対価については、何もなしということですが、〇〇さんも〇〇さんも問題ないということでした。</p> <p>元々、父親から相続された土地ということでしたが、その前は、〇〇さんの父親が耕作されていた経緯から、元に戻すということで、双方問題ないですと快く承諾されております。</p> <p>現地については、既にもう〇〇さんはされてなくて、〇〇さんが野菜を栽培されるということでした。以上です。</p>
池田推進委員	<p>畑の5. 26平方メートルの土地ですけど、現在は柿の木が1本なっています。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第17号8番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第17号8番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p>

<p>事務局</p>	<p>したがって、8番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第18号、農業経営基盤強化推進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業基盤強化法推進法等の一部を改正する法律による賃借権および使用貸借権設定について、別紙関係人より農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは1番について事務局より説明を求めます。</p> <p>（議案説明）</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された中島農業委員及び蕪竹推進委員から調査報告をお願いします。</p>
<p>中島委員</p>	<p>11月29日に、蕪竹推進委員、〇〇さんの3名で現地確認をしました。</p> <p>〇〇さんが、今町内にいらっしゃらないということで、電話で確認したところ、全部お任せしますのでよろしく願いしますということでした。</p> <p>土地については、非常に素晴らしく、議案のとおり赤紫蘇を作っておられました。</p> <p>前回の設定は、農地中間管理機構を通しての使用貸借権でしたが、今回、新規となっています。</p> <p>今回から自分たち同士で、〇〇さんと〇〇さん、双方確認の上申請をしたということでした。畑については、全く問題なく綺麗に整備されておりましたので、よろしく願いしますということです。</p> <p>それと、賃借料の件ですが、前回は賃借料は払っていなかったということで、今までどおりでお願いしますということで、お互い協議ができているということです。以上です。</p>
<p>蕪竹推進委員</p>	<p>先ほどの中島委員の説明の通りです。</p> <p>事務局から説明のとおり、5年前から耕作をしておられて、私の農地の横になりますので、よくお会いして話をしておりますけど、よろしく願いしますのことでした。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第18号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>

議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決をとります。 議案第18号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって1番は原案どおり認められました。 続きまして2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された田島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
田島推進委員	<p>23日に、榊原委員と〇〇さん、〇〇さんと4人で現地確認に行ってきました。</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは親戚関係で、〇〇さんが高齢で手入れができないということで、〇〇さんに引き受けてくれということで話がまとまっていました。</p> <p>賃借料ですけど、ここはみかんを栽培するということで、みかんが収穫できるようになってから少し分けてくれればと冗談でおっしゃってました。</p> <p>周りは傾斜地で、荒れていたもので、そこだけでも耕作してもらえれば良いのかなと思って見てきました。以上です。</p>
議長	<p>続けて私から報告します。</p> <p>田島推進委員からの報告のとおりです。にじゅうまるを植えて、栽培されるそうです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第18号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>

議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決をとります。 議案第18号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は原案どおり認められました。 お諮りします。 次の議案19号、農業経営基盤促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構との貸借）、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による貸借権及び使用貸借権設定についての1番から5番までは関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員、内田推進委員、市丸農業委員及び浦田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>26日に、〇〇さんと現地確認しました。 これは先月の議案に上がっていたもので、〇〇さんが新規就農のため、補助を受けたいということで、〇〇さんの名義で借りているのを、解約してから再度、農業公社を通して〇〇さんが借りるものです。 畑としては、玉ねぎやブドウ園を作っておられます。とても頑張り屋で、</p>

<p>内田推進 委員 市丸委員</p>	<p>〇〇さんの娘の旦那さんになるんですけど、とにかく頑張ってるので応援していくということで、一生懸命頑張っていきますということでした。以上です。</p> <p>この件については、福江委員に一任をしておりました。以上です。</p> <p>これは前回出ていた案件で、先ほど福江委員の方から説明があった通りです。</p> <p>一応、〇〇さんと〇〇さんは訪問しまして、農業公社をとおして〇〇さんが借りますということを伝えました。</p> <p>現地も前回見ておりますけれども、1カ月経っておりますので、玉ねぎの方もかなり栄えておりました。以上です。</p>
<p>浦田推進 委員 議長</p>	<p>市丸委員の報告のとおりです。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第19号1番から5番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第19号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第19号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって2番は原案どおり認められました。</p>

議長	<p>続きまして、議案第19号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって3番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第19号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって4番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第19号5番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって5番は原案どおり認められました。 以上で、本日の議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いします。</p> <p>(なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。 それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第6回総会を閉会いたします。 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。お疲れ様でした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

会 長 榑 原 照 博

議事録署名者 西 村 正 史

議事録署名者 川 下 始